平成２６年（フ）第２８号
愛媛県今治市蒼社町１丁目４番27号、前住所愛媛県今治市玉川町長谷甲950番地30
債務者　藤岡　利枝
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第５０号
福岡県飯塚市伊岐須82番地
債務者　桑原　麻美
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第５４号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師4950番地１
債務者　前田　一美
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第１３６号
宮崎県児湯郡都農町大字川北4707番地１　松原住宅42―２―３の６、前住所宮崎県日向市美々津町5124番地２
債務者　山崎　年美
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１４０号
宮崎市吉村町寺ノ下甲2290番地　コスタ吉村211号、前住所宮崎市下原町380番地１
債務者　松浦　隆博
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１４１号
宮崎市大塚台西２丁目25番地１
債務者　川田　美穂
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１０号
兵庫県明石市大久保町大窪742番地の６
債務者　ＤＥＮＴ　ＡＲＭＳこと　兼武　満久
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１０４号
神戸市西区池上４丁目24番地の２　押部マンションⅡ102号
債務者　嶋崎さだ子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１０５号
兵庫県明石市野々上２丁目１番地の２　シャトー田中Ｂ―103号
債務者　悦田　幸和
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２２９号
北九州市小倉北区大畠１丁目６番38―203号
債務者　前田　裕之
1　決定年月日時　平成26年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２３３号
北九州市八幡西区星和町20番１号　鷹の巣ハイツＡ―101号
債務者　泉　　誠一
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２３５号
北九州市八幡西区小嶺２丁目９番17号
債務者　白木　敏夫
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２４６号
北九州市八幡東区帆柱３丁目１番２―401号
債務者　清水佐奈江
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第７号
栃木県真岡市台町3349番地２リーベハイツＢ棟204号
債務者　鶴見賢太郎
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２６年（フ）第６０号
神奈川県横須賀市金谷３丁目２番７号　潮見荘２Ｆ
債務者　久保倉久夫
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２０４号
名古屋市瑞穂区市丘町１丁目63番地の２　パークサイド市丘501号
債務者　澁谷　敦子
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４５４号
愛知県瀬戸市北丘町７番地の５　レオパレス北丘104、従前の住所愛知県瀬戸市川西町２丁目43番地の１
債務者　脇内　繁喜
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５６０号
愛知県春日井市八光町５丁目７番地
債務者　四ツ葉食品こと　瀬川　　尚
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部